

- 1 種 別 無形民俗文化財（風俗慣習）
2 名 称 佐女川神社寒中みそぎ神事
3 所在地 木古内町
4 保護団体 佐女川神社
5 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和 52 年北海道教育委員会規則第 12 号）第 53 条及び別表第 6 道指定無形民俗文化財指定基準

- 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
- (1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

6 指定理由

佐女川神社寒中みそぎ神事は、木古内町に所在する佐女川神社の神事として永く伝承されてきたもので、行修者と呼ばれる 4 人の青年が神社に参籠して鍛錬を繰り返しつつ垢離をとり、御神体を奉持して沐浴する形態をとっている。

天保 2 年（1831 年）から続く歴史性に加え、神事期間中の行修者による厳格な潔斎に関する慣行は、鍛錬部と呼ばれる先輩行修者から引き継がれているもので、「穢」に対する漁民の心情を反映した習俗として地域的特色が豊かである。

また、神事としての側面のみならず、町観光協会などとの連携による観光イベントとしての要素を加えつつ、地域に根付いた祭りとなっており、文化財の保存と活用の在り方を理解する上で特に重要なものである。

7 解 説

北海道木古内町の佐女川神社に伝わる寒中みそぎ神事は、海水で御神体を清める「海水沐浴」を中心に構成された正月行事である。佐女川神社は、松前藩河野加賀守 源 景広の勅請によって、寛永 2 年（1625 年）に佐女川の辺に祠が建てられ、武運長久を祈ったとされる。

口伝によると、天保 2 年（1831 年）に神社守の夢枕に「御神体を川と海で清めよ」とのお告げがあり、このお告げに従い、神社守は直ちに佐

女川で身を清め、御神体を抱いて海岸に臨み、幾度となく沐浴を行ったという。この故事にちなみ、寒中みそぎ神事は毎年1月15日に、穢れない優秀な4人の行修者と呼ばれる青年男子が、別当（4年目）、稻荷（3年目）、山の神（2年目）、弁財天（1年目）の御神体を清める伝統行事として受け継がれてきたもので、行修者は4年間にわたって、その勤めを果たす決まりである。

1月13日夜には「参籠報告祭」を執り行い、15日の朝まで行修者4人は鍛錬部の先輩行修者とともに神社拝殿で参籠する。参籠期間中は、時を定めずオマニシンクギダ（大間の浜にニシンが群来たの意）の太鼓の響きとともに鍛錬（みそぎの意）を行うほか、「し」（死）という語を発してはならない、四つ足の動物を食べてはならない、神殿に女性を入れてはならないなど、厳格な潔斎観が守られている。これは、常に死と隣り合わせで船に乗る漁民が、農民に比べて特に「穢」を忌み嫌う心情の反映であり、地域には今もその習俗が残っている。

15日にはみそぎ浜を斎場とした「海水沐浴」が行われる。行修者は御神体を奉持して神社を出発し、仮宮（高齢者交流センター）で小休止した後、海水で御神体を清め、再び神社に戻る。神社に御神体を納めるときには、稻荷を奉持した行修者が松明を持って佐女川神社境内の稻荷社に礼拝し、その後、社殿に戻り全行修者の使った草鞋の緒を鎌で切って、これを稻荷社に奉納する。最後に松前神楽を奏上して神事は幕を閉じる。

「海水沐浴」が正月15日に行われるようになったのは、昭和62年（1987年）からであり、それ以前は17日に行われていた。日程変更時は15日が「成人の日」で祝日であり、翌63年（1988年）の津軽海峡線開業を控え、「寒中みそぎフェスティバル」として集客が期待されたことによる。この神事は伝統的な側面を継承しつつも、観光イベントとしての活用も行っている。



参籠報告祭



鍛錬



海水もく浴

(写真提供：木古内町教育委員会)